

2026年 第37回 理事長杯 予選

【開催日】2026年4月5日 日曜日

【開催コース】喜入カントリークラブ

コンペティション・ルール委員会

競技の条件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は、競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
『公認球リストの条件・ゴルフ規則4.2a』を適用する。
4. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則4.1a』を適用する。
5. 競技終了時点
本予選競技は、競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。
6. ホールとホールの間での練習は禁止する。
但し、パッティング練習グリーンは利用できることとする。
7. プレーの中断と再開
 - (1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則5.7a、b、cは失格、d一般の罰に従って処置すること。
 - (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない。そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則5.7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。
この条件の違反の罰は競技失格
 - (3) プレー中断と再開の合図について
 - 通常のプレー中断
 - ・本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。
 - 険悪な気象状況による即時中断
 - ・本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。
 - プレーの再開
 - ・本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。
8. 移動
正規のラウンド中の移動について、全てにおいて乗用カートは乗用できる。